

第1章 災害予防計画

第1節 風水害に強いまちづくり

(全部局)

第1 基本方針

将来の気候変動の影響等外部環境の変化や、各地域の特性に配慮しつつ、風水害に強い地域づくりを進める。

第2 主な取組み

- 1 交通・通信施設の風水害等に対する安全性の確保、治山・治水事業等の総合的、計画的な推進等、風水害に強い地域を形成する。
- 2 総合的な風水害対策の推進等による風水害に強いまちの形成、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等、風水害に強いまちづくりを推進する。
- 3 気候変動による水害リスクの増大に備えるため、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に治水に取り組む社会を構築する必要があることから、あらゆる関係者（国・県・市町村・企業・住民等）が協働して流域全体で行う治水「流域治水」へ転換し、被害の軽減に努める。

第3 計画の内容

1 風水害に強い地域づくり

(1) 現状及び課題

本市は、急しゅんな地形、ぜい弱な地質のため急勾配の河川、多くの急傾斜地、崩壊危険箇所、広範囲な地すべり地帯等を有しているため、災害に強い安全な自然環境の形成に併せて、都市化、情報化、高齢化等の社会構造の変化に伴い、災害による被害も多様化しているため、社会基盤の整備を進め、災害に強い安全な市域の形成に取り組む必要がある。

(2) 実施計画

- ア 総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風・竜巻・豪雨・洪水・地すべり・土石流・崖崩れ等による風水害から市域及び市民の生命・身体、財産を保護することに十分配慮する。
- イ 基幹的な交通・通信施設等の整備については、代替路等を確保するためのネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。
- ウ 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物の安全性の確保等に努める。
- エ 風水害に強い市域の形成を図るため、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業を総合的、計画的に推進する。
- オ 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。
- カ 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会などの既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよ

う努める。

2 風水害に強いまちづくり

(1) 現状及び課題

少子高齢化や危険地域への居住地の拡大、市民生活におけるライフライン等への依存度の増大により風水害の及ぼす被害は多様化しており、風水害に強いまちづくりが必要となっている。

(2) 実施計画

ア 風水害に強いまちの形成

(ア) 治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。

(イ) 地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。

名称及び所在地を定めた施設については、地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。

(ウ) 土砂災害警戒区域ごとに情報伝達、予報や警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について市民に周知するよう努める。また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

(エ) 洪水、崖崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域の指定について、検討を行い、必要な措置をとる。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、市が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討する。

(オ) 立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。

(カ) 特定都市河川の河川管理者、特定都市河川流域に係る市及び特定都市下水道の下水道管理者は、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るため、共同して、流域水害対策計画を策定する。その際、「流域水害対策協議会」等を組織し、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに水域水害対策経計画の実施に係る連絡調整を行う。

(キ) 防災拠点等の災害時において、防災に資する公共施設の積極的な整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災

害に対する安全確保に努める。

- (ク) 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察を行う。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、災害を防止するために必要な措置を行う。さらに、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて市民への周知を図る。
- (ケ) 道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。
- (コ) 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。
- (サ) アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流出により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進する。
- (シ) 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。
 - a 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的な土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進する等、風水害に強い土地利用の推進
 - b 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう分かりやすい水害リスクの提供
 - c 河川、下水道について築堤、河道掘削、遊水地、放水路、雨水渠、内水排除施設等の建設等の推進
 - d 防災調節（整）池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制等を、地域の特性を踏まえつつ必要に応じて実施することによる流域の保水・遊水機能の確保
 - e 浸水想定区域の指定のあったときは、地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、又は雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める
 - f 浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について地域防災計画に定める
 - g 名称及び所在地を定めたこれらの施設については、地域防災計画におい

て、当該施設の所有者又は管理者及び自主防災組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める

- h 地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる
 - i 洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受け、過去の浸水実績等を把握したときは、水害リスク情報としての住民、滞在者その他の者へ周知する。
 - j 洪水、雨水出水、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等を公表し、安全な土地利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進
 - k 土砂災害のおそれのある個所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策の推進
 - l 高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を防止するための床上浸水対策や、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者利用施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進
 - m 土砂災害警戒区域における情報伝達、予警報の発令、伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制の整備の推進
 - n 山地災害危険地区、治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一般的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害危険地区の総合的な山地災害対策を推進
特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進
 - o 農業用排水施設の整備、老朽ため池等の補強、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進
 - p 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、両面防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式の推進洪水、雨水出水、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域における安全な土地利用の誘導、風水害等の避難体制の整備の促進
- イ 風水害に対する建築物等の安全性
- (ア) 浸水等風水害に対する安全性の確保にあたっては、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえる。
 - (イ) 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、風水害に対する安全性の確保に配慮する。

- (ウ) 住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
 - (エ) 強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。
 - (オ) 建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める。
- ウ ライフライン施設等の機能の確保
- (ア) ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。
 - (イ) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救急等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化をもたらすことから、上下水道、廃棄物処理施設等のライフライン施設の風水害等に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力や熱供給の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気、水、熱の供給設備を設置するよう努める。
 - (ウ) コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等にける安全確保に向けての自発的な取組を促進する。
- エ 災害応急対策等への備え
- (ア) 次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び市民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図る。
 - (イ) 特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災対策の検討等を通じて、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。
 - (ウ) 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄等の防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。
 - (エ) 民間企業等を含む関係機関との協定を締結する等の連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるよう努める。
また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。
 - (オ) 民間事業者委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）についての協定締結等による協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。
 - (カ) 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。
また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。
 - (キ) 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

- (ク) 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。
- (ケ) 平常時より、災害による被害が予想される空家等の状況の確認に努める。

第2節 災害発生直前対策

(全部局)

第1 基本方針

風水害の発生の恐れがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるよう、あらかじめ、気象警報・注意報等の伝達体制、避難誘導體制、災害の未然防止活動を実施するための体制を整備する。

第2 主な取組み

- 1 気象警報・注意報等を市民に伝達する体制を整備する。
- 2 市民の避難誘導體制を整備する。
- 3 災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

第3 計画の内容

1 市民に対する情報の伝達体制の整備

気象警報・注意報等の伝達は、震災対策編第2章第2節「非常参集職員の活動」の伝達系統のとおりであるが、防災関係機関は、円滑で速やかな情報の伝達ができるよう、体制の整備を図る。

2 避難誘導體制の整備

- (1) 風水害により、市民の生命、身体等に危険が生じる恐れのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成する。
- (2) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- (3) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在中における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。
また、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在中の用にも供することについて定めるなど、広域避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- (4) 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。
- (5) 土砂災害等に対する市民の警戒避難基準をあらかじめ設定するとともに、必要に応じ見直しを行う。
- (6) 避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。
- (7) 洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の

発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。また、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を国・県に求める。

- (8) 土砂災害等に対する住民の警戒避難体制として、大雨注意報、警報、土砂災害警戒情報等の防災気象情報を基に避難指示等の避難情報を適切に発令するとともに、住民に速やかに周知する。
- (9) 災害の想定等により必要に応じて、近隣の町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

3 災害未然防止活動

- (1) 大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供も含め、速やかな物資支援のための準備に努める。
- (2) 河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等は、災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう、以下のような体制の整備を行う。
 - ア 所管施設の緊急点検体制の整備
 - イ 応急復旧のための体制の整備
 - ウ 防災用資機材の備蓄
 - エ 水防活動体制の整備（水防管理者）
 - オ ダム、せき、水門、ポンプ場等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川、農業用排水施設管理者）
 - カ 災害に関する情報についてのほか地方公共団体との連携体制の整備
- (3) 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努めるものとする。

第3節 情報の収集・連絡体制

震災対策編第1章第3節「情報の収集・連絡体制」を準用する。

第4節 活動体制

震災対策編第1章第4節「活動体制」を準用する。

第5節 広域相互応援

震災対策編第1章第5節「広域相互応援」を準用する。

第6節 救助・救急・医療

震災対策編第1章第6節「救助・救急・医療」を準用する。

第7節 消防・水防活動

震災対策編第1章第7節「消防・水防活動」を準用する。

第8節 要配慮者支援

震災対策編第1章第8節「要配慮者支援」を準用する。

第9節 緊急輸送

震災対策編第1章第9節「緊急輸送」を準用する。

第10節 障害物の処理

震災対策編第1章第10節「障害物の処理」を準用する。

第11節 避難の受入活動

震災対策編第1章第11節「避難の受入活動」を準用する。

第12節 孤立防止対策

震災対策編第1章第12節「孤立防止対策」を準用する。

第13節 食料品等の備蓄・調達

震災対策編第1章第13節「食料品等の備蓄・調達」を準用する。

第14節 給水

震災対策編第1章第14節「給水」を準用する。

第15節 生活必需品の備蓄・調達

震災対策編第1章第15節「生活必需品の備蓄・調達」を準用する。

第16節 危険物施設等

震災対策編第1章第16節「危険物施設等」を準用する。

- 第 1 7 節 電気施設**
震災対策編第 1 章第 1 7 節「電気施設」を準用する。
- 第 1 8 節 都市ガス施設**
震災対策編第 1 章第 1 8 節「都市ガス施設」を準用する。
- 第 1 9 節 上水道施設**
震災対策編第 1 章第 1 9 節「上水道施設」を準用する。
- 第 2 0 節 下水道施設**
震災対策編第 1 章第 2 0 節「下水道施設」を準用する。
- 第 2 1 節 通信・放送施設**
震災対策編第 1 章第 2 1 節「通信・放送施設」を準用する。
- 第 2 2 節 鉄道施設**
震災対策編第 1 章第 2 2 節「鉄道施設」を準用する。
- 第 2 3 節 災害広報活動**
震災対策編第 1 章第 2 3 節「災害広報活動」を準用する。
- 第 2 4 節 土砂災害等**
震災対策編第 1 章第 2 4 節「土砂災害等」を準用する。
- 第 2 5 節 都市防災**
震災対策編第 1 章第 2 5 節「都市防災」を準用する。

第26節 建築物

(建設課、教育委員会)

第1 基本方針

強風、出水等による建築物の被害を最小限に抑え、市民の生命、財産等を保護するため、建築物及び敷地の安全性の向上を図る。

第2 主な取組み

- 1 強風による落下物、転倒物の防止対策を講ずる。
- 2 出水時の被害を最小限に抑えるため、敷地の安全性の確保及び建築物の浸水対策を講ずる。
- 3 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

第3 計画の内容

1 建築物の風害対策

(1) 現状及び課題

強風等による屋根材等の飛散や落下、建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を最小限に抑えるため、構造耐力上の安全性を確保し適切な管理を行う必要がある。

(2) 実施計画

- ア 公共建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のため点検を実施し、必要に応じて改修を行う。
- イ 一般建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための指導・啓発を行う。
- ウ 道路占用物については、落下・転倒防止のための指導を行う。
- エ 落下物、屋外設置物による被害の防止対策について普及・啓発を図る。

(3) 建築物の所有者が実施する計画

屋根材、看板等の飛散・落下被害を防止するため点検し、必要に応じて改修を行う。

2 建築物の災害対策

(1) 現状及び課題

出水による建築物の被害を最小限に抑えるため、土地の状況等に応じ盛土等による建築物の浸水対策及び敷地の安全性の確保を講ずる必要がある。

また、出水、崖地の崩壊等により被害の発生する恐れのある区域については、建築等の制限を行う必要がある。

(2) 実施計画

- ア 出水による崖地の崩壊等により災害が発生する恐れのある区域について、必要に応じて建築等の制限を行うため条例制定に努める。
- イ 崖地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図る。
- ウ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行うものとする。

(3) 建築物の所有者が実施する計画

出水時における建築物の被害を防止するため、土地の状況等に応じ盛土等の必要な措置を講ずる。

3 文化財の災害予防

(1) 現状及び課題

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、重要なものを指定し保護している。これらは貴重な国民的財産であり、適切に次世代に継承していくことが必要である。

建築物についてはそのほとんどが木造であるため、風水害対策とともに防火対策に重点を置き、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。

(2) 実施計画

教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

ア 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。

イ 防災施設・設備の設置促進と、それに対する助成を行う。

(3) 所有者が実施する計画

防災管理体制及び防災施設を整備し、自衛消防体制の確立を図る。

第27節 道路及び橋梁

(建設課、農林水産課)

第1 基本方針

災害で生じる道路及び橋梁の機能障害が、災害応急活動等に妨げにならないよう、災害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要がある。

また、基幹的な道路及び橋梁の整備にあたっては、ネットワークを充実させ、災害に対する安全性の確保を図る。

機能に重大な支障が生じた場合は、代替性の確保及び応急対策により機能の回復を図る。被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化する。

第2 主な取組み

- 1 道路及び橋梁の災害に対する安全性を確保する。
- 2 被災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整える。
- 3 危険防止のための事前規制を行う。

第3 計画の内容

1 道路及び橋梁の災害に対する整備

(1) 現状及び課題

災害により、道路は落石や倒木、法面崩壊、道路への土砂流出、道路決壊、道路付帯施設・橋梁の破損、電柱等の破損、冠水等によって通行不能あるいは困難な状態になると予想される。

この対策として各道路管理者並びに警察等関係機関は、道路、道路施設及び橋梁について災害に対する安全性の確保・強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 道路及び橋梁災害予防

(ア) 避難場所と主要な施設を有機的に連絡させる道路整備に努める。

(イ) 既存の幹線道路及び生活道路は、避難路及び緊急物資の輸送路として重要であり、次の予防策を進める。

- a 道路改良
- b 道路法面保護
- c 橋梁取付け部強化による落橋防止対策

イ 農道及び橋梁災害予防

農道は中心市街地を外れ主要幹線道路、生活道路の補完として活用されることから、法面崩落対策及びボックス等の取り付け部について対策を講じ、災害による地区の孤立を回避する。

ウ 林道及び橋梁災害予防

林道は山間部の幹線道路等の補完として活用されることから、法面崩落対策、地すべり対策を十分行い、災害による地区の孤立を避けるようにする。

エ 道路付帯施設災害予防

道路付帯施設については、巡視を実施して状況の把握に努め、交通上支障のある施設の改修を積極的に進める。

オ 危険防止のため事前規制

道路に被害が発生した場合、道路交通法、道路法の定めにより警察署及び道路管理者は、一般通行の安全と災害対策に必要な緊急輸送を確保するため、交通規制に関する要領について関係機関と協議を行う。

2 関係団体との協力体制の整備

(1) 現状及び課題

災害により、道路、道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は道路管理者、警察署単独では対応が遅れる恐れがある。この対策として被災後の応急活動・復旧活動に関し、関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化する。

また、応急復旧のため協定を締結した大町市建設業組合と協力し、交通の確保に努める。

各道路管理者、関係機関及び県は災害時の道路規制情報等について、情報共有できる体制の整備を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア 関係機関において、それぞれ必要な相互応援の協定を締結し、平常時より連携を強化する。

イ 応急復旧のために締結してある大町市建設業組合との協定に基づき、災害時に円滑な対策が取れるよう、平常時から連携を強化する。

ウ 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

第28節 河川施設等

(危機管理課、建設課、農林水産課)

第1 基本方針

出水時の破堤をはじめとする河川管理施設の災害は、多くの人命・財産を失う等、社会に多大な影響を与えることから、新たな施設を整備するとともに、既存施設の日常的な整備、点検及び維持管理を行い安全の確保に努める。

第2 主な取組み

- 1 過去の災害の実態、現在の流下能力、災害時の社会的影響等を勘案し、優先度の高い箇所から改修等を実施する。
- 2 堤防や河道の土砂堆積の状況等を適宜把握し、洪水等に対する安全性を確保するよう適切な維持対策を講ずる。
- 3 ダム施設等に関して定期的な情報収集に努める。
- 4 出水時の的確な情報収集や情報提供に努める。
- 5 浸水想定区域を広く市民に公表し周知するとともに、浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の情報伝達並びに避難体制の確保に努める。

第3 計画の内容

1 河川施設災害予防

(1) 現状及び課題

河川改修や維持工事を鋭意進める一方、過去の災害の実態や堤防の状況等を勘案し、重要水防区域の指定や水位情報の提供等、効率的な水防活動や市民への注意を喚起するための対策に努めている。

(2) 実施計画

- ア 河川及び水路の整備を計画的に促進し、安全性等を向上させる。
- イ 洪水ハザードマップの作成及び公表
- ウ 浸水想定区域内の要配慮者利用施設等への情報伝達並びに避難体制の確保に努める。

2 ダム施設災害予防

(1) 現状及び課題

ダム施設は、河川管理施設等構造令及び各種基準に基づき設計され、完成ダムでは定期的に点検整備を行っている。

(2) 実施計画

- ア ダム管理者から送られる情報伝達体制の充実を図る。
- イ 豪雨災害等によりダム管理者から臨時点検結果について報告があったときは、速やかに市民へ伝達する。

3 浸水想定区域内の災害予防

(1) 現状及び課題

近年の豪雨災害では、低地等での浸水被害が相次いでいるほか、要配慮者の避難が遅れて孤立するケースが発生しているため、洪水により相当な損害を生ずる

恐れのある河川について浸水想定区域を公表している。

また、浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の防災体制の確立を図る。

(2) 実施計画

ア 浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等に対する洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、警戒・避難体制の確立等、防災体制の整備について指導する。

イ 要配慮者利用施設及び大規模工場等、自主防災組織等と連携をとり、災害の発生を想定した連絡。通報及び避難誘導等の訓練を実施する。

第29節 ため池

震災対策編第1章第29節「ため池」を準用する。

第30節 農林水産物等

(農林水産課)

第1 基本方針

災害による農林水産関係の被害は、水稻、果樹、野菜等の冠水・倒伏による減収、水田等の流失、ハウス・養魚場等生産施設の損壊や立木の倒壊・流失とともに、農作物の病害発生や生育不良、家畜・水産物の斃死被害等が予想される。そこで、被害を最小限に抑えるため、予防技術対策の充実と普及を図る。

第2 主な取組み

- 1 関係機関と連携し、予防技術の周知及び被害拡大防止対策等の技術指導に努める。
- 2 災害時の農林水産物の生産、流通、加工等の速やかな復旧対策について、関係機関との連携を図る。
- 3 農林水産業者へ速やかな気象情報等の伝達を図る。

第3 計画の内容

1 農水産物等災害予防計画

(1) 現状及び課題

災害による農水産物等被害を軽減するため、被害対策指針の充実を図るとともに、関係機関を通じて予防技術の周知徹底を図る必要がある。

(2) 実施計画

- ア 農業改良普及センター、農業協同組合等の関係機関と連携して、農業者等に予防技術の周知徹底を図る。
- イ 正確な情報を迅速に農業者等に伝達する。
- ウ 増水又は濁水等による水産物被害が予想される場合は、漁業協同組合や漁業関係者と連携を図り、事前に防止対策を講ずるよう体制を整える。

2 林産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

災害による立木の倒壊防止のため、適地適木の原則を踏まえ森林造成を図るとともに、壮齢期の森林にあっては、間伐により本数密度を調整し、適正な形状比の立木仕立てを指導している。

また、林産物の生産・流通・加工施設の設置にあたっては、立地条件や排水施設の施工に留意する必要がある。

(2) 実施計画

- ア 森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進する。
- イ 県等関係機関と連携をとり、林産物の生産・流通・加工施設において安全パトロールを実施する。

(3) 市民が実施する計画

- ア 市等が計画的に行う森林整備に協力する。
- イ 施設の補強等の対策を実施する。

- 第3 1 節 二次災害の予防**
震災対策編第1章第3 2 節「二次災害の予防」を準用する。
- 第3 2 節 防災知識の普及**
震災対策編第1章第3 3 節「防災知識の普及」を準用する。
- 第3 3 節 防災訓練**
震災対策編第1章第3 4 節「防災訓練」を準用する。
- 第3 4 節 災害復旧・復興への備え**
震災対策編第1章第3 5 節「災害復旧・復興への備え」を準用する。
- 第3 5 節 自主防災組織等の育成**
震災対策編第1章第3 6 節「自主防災組織等の育成」を準用する。
- 第3 6 節 ボランティア活動の環境整備**
震災対策編第1章第3 8 節「ボランティア活動の環境整備」を準用する。
- 第3 7 節 災害対策基金等積立及び運用**
風水害対策編第1章第3 9 節「災害対策基金等積立及び運用」を準用する。
- 第3 8 節 災害対策に関する調査研究及び観測**
震災対策編第1章第4 0 節「災害対策に関する調査研究及び観測」を準用する。
- 第3 9 節 観光地**
震災対策編第1章第4 1 節「観光地」を準用する。
- 第4 0 節 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進**
震災対策編第1章第4 2 節「市民及び事業者による地区内の防災活動の推進」を準用する。